

平成 2 5 年 2 月

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

定例会会議録

平成 2 5 年 2 月 1 2 日 開会
同 日 閉会

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年2月和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会

議事日程（第1号）

平成25年2月12日（火）

- 日程第 1 議席の指定
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期決定について
- 日程第 4 議案第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第2号 平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第3号 平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第4号 和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第5号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第6号 和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第7号 平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算
- 日程第11 議案第8号 平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算
- 日程第12 発議第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について

会議に付した事件

- 日程第 1 議席の指定から
- 日程第12 発議第1号 和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についてまで
- 追加日程 議長の辞職について
- 追加日程 議長の選挙

出席議員（28名）

1番	山本宏一君	2番	奥山昭博君
3番	磯崎誠治君	4番	土井裕美子君
5番	西口庄助君	6番	平井俊哉君
7番	佐井昭子君	8番	福田讓君
9番	寺西健次君	10番	上野耕志君
11番	小椋孝一君	12番	東芝弘明君
13番	森本健之君	14番	所順子君
15番	由良祥治君	16番	中谷智代治君
17番	増谷憲君	20番	上野諭君
21番	藤本良昭君	22番	田中昭彦君
23番	柏木道生君	25番	大石哲雄君
26番	岡本克敏君	27番	森本隆夫君
28番	塩崎伸一君	29番	尾崎やよい君
30番	久保隆俊君	31番	川勝昇君

欠席議員（1名）

24番 南勝弥君

欠員（2名）

18番

19番

説明のための出席者

広域連合長	中芝正幸君	副広域連合長	木下善之君
副広域連合長	中山正隆君	副広域連合長	奥田貢君
事務局長	小川隆生君	総務課長	谷垣内淑一君
業務課長	橋本勝志君	業主 務課幹	新田裕二君
総務課 課長補佐	宗浩二君	業務課 課長補佐	椎木宏修君

業 務 課
課 長 補 佐

桑 原 伸 浩 君

業 務 課
課 長 補 佐

池 本 收 児 君

事務局職員出席者

書 記 長

北 川 雅 祥

書

記

五 島 隆 成

午後 1 時 0 0 分 開議

○議長 ただいまから平成 2 5 年 2 月 1 2 日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会議定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

この際、新たに広域連合議会議員に選出されました議員の仮議席の指定を行います。

このほど、新しく広域連合議会議員に、かつらぎ町の東芝弘明君、みなべ町の田中昭彦君が選出されました。

仮議席は、ただいまご着席の議席と指定します。

日程に入るに先立ち、広域連合長から招集のあいさつのため発言を求められていますので、これを許可します。

広域連合長 中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○広域連合長 皆さん、こんにちは。開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに、2 月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さんにおかれましては、何かと御多用の中、御出席をいただき、誠に有難うございます。

まだまだ寒い日が続いておりますが、紀中の方では、梅の花がほころび始めたとの便りも届き、「春近し」と感じる今日この頃でございます。

昨年と同様に、今年も穏やかな一年の始まりとなっておりますが、一昨年 3 月 1 1 日に東日本大震災が起こって以来、和歌山県では南海トラフによる東南海・南海地震への関心が高まってきています。

発生した場合には、紀伊半島に甚大な被害をもたらすであろう、この地震に対応できるように様々な方策が講じられてきているところですが、高齢者のことも考えた対応でなくてはなりません。県下市町村においても、このことを考えた方策を講じていただきたいと思っております。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、平成 2 0 年 4 月にスタートして以来、見直し、新しい制度への移行などの議論がなされてきましたが、その結論が出されることなく、現在に至っております。

こうした状況の中、社会保障と税の一体改革では、財源となる消費税につきましては関連法案が成立し、平成 2 6 年 4 月から 8%に、平成 2 7 年 1 0 月から 10%に引き上げ

られることになりました。しかしながら、後期高齢者医療制度については、現在のところ自民、公明、民主の3党実務者協議と並行して「社会保障制度改革国民会議」の中で議論し、その方向性を結論付けることになってはいますが、再生に向けての全体像がまだまだ見えてこない状況でございます。

現在の国民皆保険制度を維持しつつ、高齢世代、若年世代がともに公平で納得のいく仕組みを構築していくためには、今年8月21日までに結論を出さなければならないという制約がありますが、国民会議の中で十分に協議していただき、よりよい方向に結論付けていただくことを切に願っております。

広域連合と致しましては、医療費の適正化に努めるとともに、被保険者の皆さんが安心、安定して医療を受けていただき、健康づくりが推進されるように努めてまいりますので、議員の皆さんにおかれましても、引き続き御理解、ご協力をお願い申し上げます。

さて、本定例会におきましては、任期満了に伴う副連合長の選任、平成24年度補正予算関係といたしまして、一般会計及び特別会計補正予算案の諸議案を、また、平成25年度当初関係といたしまして、一般会計予算案、特別会計予算案をはじめ、条例の改正の諸議案を提出しております。

議員の皆さんにおかれましては、何とぞ慎重御審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。召集のご挨拶とさせていただきます。本日はどうも皆さんご苦労さんでございます。

○議長 日程第1「議席の指定」を行います。

今回新たに広域連合議会議員に選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において、お手元に配付の議席表のとおり指定します。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第72条の規定により、議長において、12番東芝弘明君及び23番柏木道生君を指名します。

次に、日程第3「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

〔異議なし〕との言う人あり〕

○議長 ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定しました。

次に、諸般の報告をさせます。

○書記長 ご報告いたします。

平成25年1月29日付、和広第244号をもって、広域連合長から本日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会に提出する議案が送付されております。議案はお手元に配付いたしております。

次に、平成24年8月20日付、和広監第6号、同年9月25日付、和広監第7号、同年10月23日付、和広監第8号、同年11月20日付、和広監第9号、同年12月26日付、和広監第10号、平成25年1月22日付、和広監第11号をもって、監査委員から例月出納検査の結果に関する報告が参っております。

写しは、お手元に配付いたしております。

次に、平成25年2月12日付、議員山本宏一君、磯崎誠治君、土井裕美子君、西口正助君、以上4人の諸君から、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則についての議案が提出されました。発議第1号としてお手元に配付いたしております。以上でございます。

○議長 次に、日程第4、議案第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○広域連合長 ただいま上程されました議案第1号は、和歌山県後期高齢者医療広域連合規約第13条に定める任期の満了に伴い、同規約第12条第4項の規定に基づき、本広域連合の副連合長として、北山村村長の奥田貢君を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なにとぞご賛同賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長 質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより、議案第1号を採決します。

本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

ありがとうございます。よって、議案第1号は原案のとおり同意することに決しました。

た。

ただいま選任同意されました奥田副広域連合長が本日の会議に出席されます。

奥田副広域連合長からご挨拶の申し出があります。これを許可いたします。

奥田副広域連合長。

〔副広域連合長 奥田貢君 登壇〕

○副広域連合長 ただいま、副広域連合長の選任につきまして、前回と同様に皆様のご同意を頂きました北山村の奥田貢でございます。

真に僭越で、また微力でありますけれども、中芝広域連合長を補佐し、そして県民の皆様の付託に応えるべく後期高齢者医療制度の円滑なる運営に努めてまいり所存でございます。議員の皆さまにおかれましては、従前と同様に、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いを申し上げる次第でございます、まことに簡単でございますが、ご挨拶とさせていただきます。今後ともひとつよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長 次に、日程第5、議案第2号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」から日程第11、議案第8号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」までの7件を一括議題とし、当局から提案理由の説明を求めます。

広域連合長 中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○広域連合長 それでは、ただいま上程されました諸議案につきまして、その概要を一括してご説明いたします。

まず、議案第2号、議案第3号につきましては、平成24年度補正予算関係でございます。一般会計におきましては8億6万8,000千円、特別会計におきましては2億6,682万円をそれぞれ増額しております。

一般会計におきましては、歳入において、国の保険料軽減策の実施等に伴う財源補填として国庫補助金を増額するほか、一般管理費に充当する繰越金の増額を行う一方、国・県負担金の確定などによる減額補正を行っております。

歳出では、人件費、事務費の精算のほか、保険軽減策実施に伴う財源の基金積立金、派遣職員の異動に伴う経費等の補正を行っております。

また、特別会計におきましては、平成23年度に保険給付費等の財源として受け入れた市町村負担金、国庫支出金の精算に伴う返還金を計上するとともに、歳入におきまして、

はその財源、過年度実績確定に伴う市町村負担金、国・県支出金の受け入れ、後期高齢者医療給付費準備基金の精算などの補正を行ってございます。

次に、議案第4号から議案第6号までにつきましては、条例関係でございます。

議案第4号「後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部改正」については、事務局への派遣職員増に伴い、定数と職員数の差を解消するため、所要の改正を行うものでございます。

議案第5号「後期高齢者医療に関する条例の一部改正」については、保険料負担軽減措置が実施継続され、平成25年度においても実施されることに伴う所要の改正を行うもので、議案第6号「後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正」については、保険料負担軽減措置の実施継続に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号、議案第8号につきましては、平成25年度当初予算関係でございます。

平成25年度の予算規模は、一般会計で10億6,553万2,000円、特別会計で1,312億9,217万4,000円、総計1,323億5,770万6,000円でございます。

前年度当初予算に対する増減率につきましては、一般会計で1.6%の増、特別会計では0.6%の増、全体では0.7%の増となっております。

以上、提案いたしました議案についてご説明申し上げましたが、詳細につきましては、事務局長から説明させますので、議員の皆さんにおかれましては、慎重ご審議の上、ご賛同賜りますようお願いをいたします。

○議長 次に、補足説明を許可します。

事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 それでは、議案第2号から議案第8号までにつきまして、一括して御説明申し上げます。

まず、議案第2号、議案第3号の「平成24年度補正予算関係」につきまして、御説明申し上げます。

議案書の3ページをお開き願います。

議案第2号は、平成24年度一般会計補正予算（第2号）でございます。歳入・歳出それぞれ8億6万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を18億5,203万3,000円とするものでございます。

予算の内容につきましては、4・5ページに「第1表歳入歳出予算補正」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出事項別明細書」により、目ごとにご説明させていただきます。

6ページをお開き願います。

歳入でございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金18万6,000円の減額は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課額の確定に伴う補正でございます。

第2項国庫補助金、第1目民生費国庫補助金7億9,869万4,000円の増額は、保険料軽減策の継続実施に伴い、平成25年度保険料減額分の財源補填として受け入れるものでございます。

第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金18万6,000円の減額は、保険料不均一賦課額の確定に伴う補正でございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金49万9,000円の減額は、保険料軽減策の補填財源等として国から交付を受け、積み立てている「後期高齢者医療制度臨時特例基金」の原資運用に係る利子の確定によるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金224万5,000円の増額は、派遣職員の住環境整備等、一般管理費の財源として補正するものでございます。

8ページをお開き願います。

続きまして歳出でございます。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費224万5,000円の増額補正は、派遣職員の住環境整備に伴う諸経費、及び人件費、事務費の精算によるものでございます。

主なものとして、14節使用料及び賃借料のうち、105万円は、職員増を含めた職員異動に伴う家屋借料の増で、18節備品購入費162万2,000円は、それに伴う備品購入等でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費7億9,782万3,000円の増額は、基金原資の運用利子を含め、平成25年度の保険料軽減策実施の補填財源として交付を受けている国庫補助金を「後期高齢者医療制度臨時特例基金」に積み立てるとともに、保険料不均一賦課に伴う財源補填の繰出金の確定による補正でございます。

10ページをお開き願います。

続きまして、議案第3号、平成24年度特別会計補正予算（第2号）でございます。

歳入・歳出それぞれ 2 億 6,682 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を 1,308 億 8,970 万 1,000 円とするものでございます。

予算の内容につきましては、11・12 ページに「第 1 表歳入歳出予算補正」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出事項別明細書」により、目ごとにご説明いたします。

13 ページをお願いします。

歳入でございます。

第 1 款分担金及び負担金、第 1 項負担金、第 1 目市町村分賦金 2,794 万 3,000 円の増額は、前年度療養給付費負担金の精算、及び保険料の法定軽減措置の財源補填額の確定に伴う補正でございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費負担金 3 億 5,443 万 2,000 円の増額及び第 2 目高額医療費負担金 935 万 6,000 円の増額は、前年度負担分の精算に伴う補正でございます。

第 2 項国庫補助金、第 5 目円滑運営事業費補助金 2,500 万円の増額は、電算処理システムの更改に伴う財源として受け入れるものでございます。

14 ページをお開き願います。

第 3 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目療養給付費負担金 6,828 万円の増額及び第 2 目高額医療費負担金 935 万 6,000 円の増額は、前年度負担分の精算に伴う補正でございます。

第 7 款繰入金、第 1 項繰入金、第 1 目一般会計繰入金 37 万 2,000 円の減額は、保険料不均一賦課負担金の確定に伴う補正で、第 3 目基金繰入金 4 億 2,269 万 8,000 円の減額補正は、後期高齢者医療給付費準備基金の財源確定に伴うものでございます。

第 8 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金 1 億 9,191 万 7,000 円の増額は、国庫支出金等返還金の財源として受け入れるものでございます。

第 9 款諸収入、第 3 項雑入、第 2 目雑入 360 万 6,000 円の増額は、前年度の財政安定化基金拠出金の精算に伴う補正でございます。

16 ページをお願いします。

次に、歳出でございます。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 2 億 6,682 万円の増額は、保険給付費等の財源として受け入れた国庫補助金等の精算に伴う返還金の精算によるものでご

ございます。なお、返還金の内訳は、国庫への返還金 1,267 万 2,000 円、市町村への返還金 2 億 5,414 万 8,000 円でございます。

続きまして、議案第 4 号から議案第 6 号までの「条例関係」につきまして、御説明申し上げます。

17 ページをお願いします。

議案第 4 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例」の一部を改正する条例でございます。国保連合会職員の引き揚げ等に伴い、県下市町村から事務局への派遣職員の増員による定数と職員数の差を解消するため、所要の改正を行うものでございます。

20 ページをお願いします。

続きまして、議案第 5 号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の一部を改正する条例でございます。

現在実施しております保険料の負担軽減措置の延長に関し、所要の改正を行うものでございます。改正の内容でございますが、改正前と比較をいただければと思いますので、22 ページ新旧対照表をご覧ください。

これは、平成 25 年度においても、高齢者の医療の確保に関する法律第 104 条第 2 項の規定を受け、同法施行令第 18 条において規定する減額賦課に加え、国において平成 24 年度と同様の保険料軽減措置が継続実施されることに伴い、附則第 23 条、第 24 条を加え、附則第 20 条で平成 25 年度を対象期間とするとともに、附則第 23 条において、被用者保険の被扶養者であった方の均等割額の 9 割軽減を、附則第 24 条において、所得の低い方の均等割額の 8.5 割軽減をそれぞれ規定するものでございます。

24 ページをお願いします。

議案第 6 号は、「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例」一部を改正する条例でございます。

議案第 5 号でご説明させていただきました保険料軽減措置の継続に伴い、基金の取り崩し要件について所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、改正前と比較をしていただければと思いますので、26 ページ新旧対照表をご覧ください。

第 6 条第 1 号において、対象となる被扶養者を規定する条例改正に伴う附則の条の追加及び文言調整を行うとともに、第 6 号において対象となる所得の低い方を規定する条例改正に伴う附則の条の追加及び文言調整を行うものでございます。

また、附則第2条において、この条例の失効期限を1年延長するものでございます。

次に、議案第7号、議案第8号「平成25年度当初予算関係」につきまして、ご説明申し上げます。

28ページをお開き願います。

議案第7号は、「平成25年度一般会計予算」で、歳入・歳出予算の総額をそれぞれ10億6,553万2,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を2,000万円と定めるものでございます。

予算の内容につきましては、29、30ページの「第1表歳入歳出予算」に、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出事項別明細書」によりご説明いたします。

31ページをお願いします。

まず、予算の概略でございます。

「歳入歳出予算事項別明細書1総括」歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして1,721万1,000円、率にして1.6%の増となっております。この主な要因は、国保連合会委託職員の引き揚げに伴う派遣職員増等による市町村からの第1款分担金及び負担金の増によるものでございます。

32ページをお開き願います。

歳出でございます。

ただいま、歳入でご説明させていただきました派遣職員増等に伴い、第2款総務費におきまして、2,135万7,000円の増となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきまして、目ごとにご説明させていただきます。

33ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金1億6,527万2,000円は、広域連合事務局派遣職員の人件費及び一般事務経費等を各市町村に負担していただくもので、前年度と比較いたしますと、2,187万2,000円、15.3%の増となっております。

第2款国庫支出金、第1項:国庫負担金、第1目民生費国庫負担金563万8,000円、第3款県支出金、第1項県負担金、第1目民生費県負担金563万8,000円は、それぞれ保険料不均一賦課に伴う財源補填として、国及び県において負担するものでございます。

第4款財産収入、第1項財産運用収入、第1目利子及び配当金95万5,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る預金利子でございます。

34ページをお開き願います。

第5款繰入金、第1項基金繰入金、第1目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金 8億8,798万9,000円は、保険料軽減策等の実施に伴う財源補填として、同基金から繰り入れるものでございます。

第6款繰越金、第1項繰越金、第1目繰越金 1,000円、第7款諸収入、第1項預金利子、第1目預金利子 1,000円は、ともに費目とりでございます。

第2項雑入、第1目雑入 3万8,000円は、臨時職員に係る雇用保険料自己負担分等でございます。

35ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費 236万6,000円は、広域連合議会の運営に要する諸経費でございます。

36ページをお開き願います。

第2款総務費、第1項総務管理費、第1目一般管理費 1億6,199万1,000円は、派遣職員の人件費及び事務局の運営に要する諸経費でございます。なお、特別職及び一般職の給与費明細書につきましては、43ページから45ページまでを参照下さい。

主なものは、38ページをお願いします。

事務局事務所の借上げ等に係る14節使用料及び賃借料 1,650万4,000円及び派遣職員の給与等に係る19節負担金補助及び交付金 1億2,144万2,000円でございます。

第2目公平委員会費 10万8,000円は、公平委員会の運営に要する諸経費でございます。

40ページをお開き願います。

第2項選挙費、第1目選挙管理委員会費 7万円は、選挙管理事務に要する諸経費、第2目広域連合議会議員選挙費 1万円は、任期満了等に伴う広域連合議会議員選挙に要する諸経費でございます。

第3項監査委員費、第1目監査委員費 16万7,000円は、監査事務執行に要する諸経費でございます。

第3款民生費、第1項老人福祉費、第1目後期高齢者医療費 1,223万1,000円は、後期高齢者医療制度臨時特例基金の原資運用に係る利子の積立、及び国・県から交付を受ける保険料不均一賦課に係る補填財源を特別会計へ繰り出すものでございます。

第4款公債費、第1項公債費、第1目利子 10万円は費目とりで、一時借入金借入れに

伴う利子分でございます。

42ページをお開き願います。

第5款諸支出金、第1項特別会計繰出金、第1目特別会計繰出金 8億8,798万9,000円は、保険料軽減策等の実施に伴い、後期高齢者医療制度臨時特例基金からの繰入金を特別会計へ繰り出すものでございます。

第6款第1項第1目予備費につきましては50万円を計上してございます。

46ページをお開き願います。

議案第8号、平成25年度特別会計予算でございます。歳入歳出の総額をそれぞれ1,312億9,217万4,000円と定めるとともに、一時借入金の借入れの最高額を100億円と定めるものでございます。また、第3条で、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足が生じた場合における同一款内での各項間の予算の流用を定めるものでございます。

予算の内容につきましては、47ページから50ページに「第1表歳入歳出予算」として、款・項ごとに計上してございますが、「歳入歳出事項別明細書」によりご説明いたします。

51ページをお願いします。

まず、予算の概略でございます。

「歳入歳出予算事項別明細書1総括」歳入でございます。

前年度と比較いたしまして、額にして8億4,697万2,000円、率にして0.6%の増となっております。この主な要因は、保険給付費の伸びに伴い、主要財源となる国県市町村からの療養給付費負担金、普通調整交付金及び支払基金交付金が増となったことによるものでございます。

52ページをお開き願います。

歳出でございます。

保険給付費が、額にいたしまして10億5,621万6,000円、率にいたしまして、0.8%の増となっております。

続きまして、予算内容の詳細につきまして、目ごとにご説明いたします。

53ページをお願いします。

歳入でございます。

第1款分担金及び負担金、第1項負担金、第1目市町村分賦金 211億8,031万1,000

円は、一般事務経費の負担分、事務費分賦金として 4 億 2,802 万円のほか、保険給付費の財源といたしまして、市町村が年度内に徴収する保険料相当分の現年度分 73 億 6,166 万 9,000 円、過年度分 3 億 978 万 2,000 円、合計 76 億 7,145 万 1,000 円を保険料等負担金として、医療費から自己負担額等を除いた額の 1 2 分の 1 の法定負担分 104 億 6,154 万 3,000 円を療養給付費負担金として、所得の低い方の均等割保険料額を、7 割・5 割・2 割に軽減することに伴う財源補填分 26 億 1,929 万 7,000 円を保険基盤安定制度負担金として、それぞれ市町村に負担していただくものでございます。

第 2 款国庫支出金、第 1 項国庫負担金、第 1 目療養給付費負担金 313 億 8,463 万 1,000 円は、医療費から自己負担額等を除いた額の 1 2 分の 3 を、第 2 目高額医療費負担金 4 億 1,367 万 1,000 円は、1 件 80 万円を超える高額な医療費の 4 分の 1 をそれぞれ国が法定負担するものでございます。

5 4 ページをお開き願います。

第 2 項国庫補助金、第 1 目保健事業費国庫補助金 1,475 万 3,000 円は、健康診査実施に伴う支援として交付を受けるものでございます。

第 2 目特別高額医療費共同事業費補助金 1,344 万 6,000 円は、特別に高額な医療に係る保険給付費を賄うため、拠出金と交付額の差額補填の交付を受けるものでございます。

第 3 目調整交付金 119 億 8,123 万 4,000 円は、後期高齢者広域連合間における被保険者の所得格差による保険財政の不均衡是正を図るとともに、保健事業の充実等を図るため交付を受けるものでございます。

第 4 目保険者機能強化事業費補助金 315 万 7,000 円は、後発医薬品の普及・使用促進、重複・頻回受診の訪問指導強化等の事業費として交付を受けるものでございます。

第 3 款県支出金、第 1 項県負担金、第 1 目療養給付費負担金 104 億 6,154 万 3,000 円は、医療費から自己負担額等を除いた額の 1 2 分の 1 を、第 2 目高額医療費負担金 4 億 1,367 万 1,000 円は、1 件 80 万円を超える高額な医療費の 4 分の 1 をそれぞれ、県が法定負担するものでございます。なお、医療費の伸びが予想を下回っていること等により、和歌山県に設置しています保険料改定時の負担増抑制のための財政安定化基金の取崩しを予算計上しておりません。

第 4 款支払基金交付金、第 1 項支払基金交付金、第 1 目後期高齢者交付金 534 億 6,595 万円は、国保及び被用者保険の保険者からの保険給付に係る支援金でございます。

第 5 款共同事業交付金、第 1 項共同事業交付金、第 1 目特別高額医療費共同事業交付

金 2,689 万 3,000 円は、著しく高額な医療費を全国の広域連合で共同して負担し、広域連合の財政負担の軽減を図るために、交付されるものでございます。

第 6 款財産収入、第 1 項財産運用収入、第 1 目利子及び配当金 79 万 7,000 円は、後期高齢者医療給付費準備基金の原資運用に係る利子でございます。

第 7 款繰入金、第 1 項繰入金、第 1 目一般会計繰入金 1,127 万 5,000 円は、みなべ町及び上富田町に係る保険料不均一賦課に伴う財源補填として、第 2 目その他一般会計繰入金 8 億 8,798 万 9,000 円は、保険料軽減策等の実施に伴う財源補填として、第 3 目基金繰入金 8 億 8,376 万 8,000 円は、保険財政収支の余剰分を積み立てている「後期高齢者医療給付費準備基金」から保険料不足分として、それぞれ繰り入れるものでございます。

56 ページをお開き願います。

第 8 款繰越金、第 1 項繰越金、第 1 目繰越金 1,000 円、第 9 款諸収入、第 1 項延滞金、加算金及び過料、第 1 目延滞金 1,000 円、第 2 項預金利子、第 1 目預金利子は、それぞれ費目とりでございます。

第 3 項雑入、第 1 目返納金及び第 2 目雑入は、ともに費目とりでございます。

第 3 目第三者納付金 1 億 4,907 万 9,000 円は、交通事故等保険給付について、過失割合に応じ、加害者から納付していただくものでございます。

57 ページをお願いします。

続きまして、歳出でございます。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費 4 億 3,557 万 4,000 円は、被保険者の資格管理や保険料の賦課及び保険給付の管理等、後期高齢者医療事務の執行に要する諸経費でございます。主なものは、医療費通知等の送付や市町村と広域連合の電算システムを結ぶ専用回線の使用料などに要する 12 節役務費 5,164 万 3,000 円、電子計算機の運用委託料、58 ページをお願いします。保険給付に係るレセプト点検委託料、レセプトの電子データの保管を行う画像処理業務委託料、各種の業務を国保連合会に委託する、その他代行業務委託料など 13 節委託料 3 億 2,571 万 3,000 円、電算処理の標準システム及び市町村に配置した電子計算機器等の借上料として、14 節使用料及び賃借料 5,386 万 8,000 円でございます。

第 2 項賦課徴収費、第 1 目賦課徴収費 29 万 9,000 円は、被用者保険の被扶養者であった方の情報突合等に要する諸経費でございます。

第 2 款保険給付費、第 1 項療養諸費、第 1 目療養給付費 1,262 億 3,792 万 7,000 円は、

入院、入院外、歯科、食事療養費、薬剤、訪問看護等に係る保険給付で、第2目療養費22億7,789万8,000円は、一般診療、補装具、柔道整復、鍼灸、あんま、マッサージ等に係る保険給付で、第3目審査支払手数料3億1,047万3,000円は、国保連合会へのレセプトの審査及び医療機関への支払業務の委託に伴う手数料でございます。

60ページをお開き願います。

第2項高額療養諸費、第1目高額療養費12億4,594万9,000円は、医療費の支払額が高額となり、一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付で、第2目高額介護合算療養費1億2,448万5,000円は、1年間の医療費と介護サービス費用の自己負担額の合算額が一定の基準額を超えた場合に支給する保険給付でございます。

第3項葬祭諸費、第1目葬祭費2億8,740万円は、被保険者の死亡に伴い、定額の3万円の保険給付を行うものでございます。

第4項その他医療費、第1目その他医療費50万円は、災害で被災された方の一部負担金等の減免に伴うものでございます。

第3款財政安定化基金拠出金、第1項財政安定化基金拠出金、第1目財政安定化基金拠出金1億1,627万9,000円は、後期高齢者医療制度の財政の安定や、保険料改定時の負担増の抑制を図るため、和歌山県に設置されている同基金への拠出金でございます。

第4款特別高額医療費共同事業拠出金、第1項特別高額医療費共同事業拠出金、第1目特別高額医療費共同事業拠出金3,961万5,000円は、歳入のところでご説明いたしました再保険としての「特別高額医療費共同事業」に、拠出するものでございます。また、その事務費として、第2目特別高額医療費共同事業事務費拠出金8万6,000円を拠出することにしております。

62ページをお開き願います。

第5款保健事業費、第1項健康保持増進事業費、第1目健康診査費1億7,811万1,000円は、被保険者の健康保持増進と健康意識の高揚を図るために要する諸経費でございます。

主なものは、健康診査実施医療機関への健診、国保連合会への受診者データの管理を委託する13節委託料1億4,092万3,000円及び人間ドック等の受診時費用の支援を実施する20市町村への補助事業として、19節負担金、補助及び交付金3,696万6,000円でございます。

第6款基金積立金、第1項基金積立金、第1目後期高齢者医療給付費準備基金積立金79万7,000円は、同基金の原資運用に係る利子を積み立てるものでございます。

第7款公債費、第1項公債費、第1目利子 676万5,000円は、一時借入金借入れに伴う利子でございます。

第8款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金、第1目保険料還付金 1,000万円は、保険料の過誤納に伴う払戻金として市町村に交付するものでございます。

第2目償還金 1,000円は、費目とりで、第3目還付加算金 1万5,000円は、実績によるものでございます。

第9款第1項第1目予備費につきましては、前年度と同様 2,000万円を計上してございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長 以上で、提案理由の説明は終わりました。

この際、ただいま議題になっている7件のうち、まず日程第5、議案第2号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので順次発言を許可します。

17番、増谷憲君

○増谷議員 議案第2号について質疑をさせていただきます。この歳出の中にですね、家屋借料とか職員住宅備品購入費等を組んでおりますが、これの具体的な中身についてご説明いただきたいと思っております。

○議長 当局より答弁を願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番増谷議員のご質問にお答えします。家屋借料、職員住宅備品購入費の追加補正の内容について、とのご質問でございます。今回の国保連合会委託職員の引き揚げに伴う職員増を含めまして、職員の異動等により、遠方からの派遣職員について平成25年度からその住環境を整備する一環として、3月から借り受ける一か月分の家賃、敷金、礼金等の家屋借料と、据え付ける備品購入費を計上するものでございます。以上でございます。

○議長 再質問ございますか。

以上で通告による質疑が終わりました。

他に質疑はございませんか。

12番、東芝弘明君

○東芝議員 初めてなので、基本的なことも聞かせていただきます。この6ページの民生費国庫負担金の保険料不均一賦課負担金なのですが、この都道府県内で不均一のこの保険料課税があれば、その際は必ずこういう形で国が差額を補填してくれると、いう仕組みになってるということでしょうか。基本的な質問で申し訳ございません。お答えください。

それと、今回の補正で、2つ目の国庫支出金のところで8.5割軽減9割軽減の財源になる円滑運営臨時特例交付金ということで7億9,869万4,000円が入っておりますが、この特例交付金というのは、年度の流れの中で言いましたら、いつもこれぐらいの時期に額が決定されて、入ってきて、それをこの歳出では基金の方に積み立てて25年の会計でこれを原資にして予算を組んでいくと、こういう流れになるということでしょうか、ご説明ください。

それと、8ページです。この一般管理費のところでは臨時職員の賃金の減額がありますが、これ何故減額されるのかお答えを頂きたいのと、先ほど増谷議員が質問しましたこの家屋の関係と住宅の備品の関係なのですが、新たにその家屋を借り上げると、それから備品を備えるということなのですが、件数とか、人数とか分かればお答え下さい。以上です。
○議長 当局より答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番東芝議員のご質問にお答えいたします。先ず、保険料不均一賦課負担金はどういう制度か、というご質問でございます。広域連合を構成する市町村の中で、広域連合が施行した平成20年度以前の3年間の一人当たり医療費が広域連合全体の一人当たりの医療費よりも20%以上低い場合に、最長6年間影響額を減額できるというものになっており、和歌山県では、みなべ町および上富田町がそれに該当し、平成21年度にその6分の3を、平成22・23年度に6分の2を、24・25年度は、6分の1を国・県から、それぞれその減額分の2分の1ずつをご負担していただくことになっております。これを受け入れたものでございます。

2問目、国からの後期高齢者医療費円滑運営事業費交付金が交付され、どうしてこうした時期に確定するのか、というご質問でございます。低所得者の負担軽減を図るため、本来7割軽減を拡充して所得に応じて9割8.5割の軽減をすることとしております。所得については、基礎控除後の所得が58万円、年金収入の場合は211万円以下の場合に5割

軽減をすることとなっております。また、被用者保険の被扶養者であった方は、後期高齢者医療制度に加入後2年にかぎり、均等割額5割、所得割10割軽減をすることと、法制措置がされておるわけですが、期限を設けずに均等割9割、所得割を10割軽減をすることとしております。これらの措置を、毎年予算編成時に次年度の扱いを決めることとなっており、平成25年度もその決算が国の方でこの決定がなされたことから延長となったものでございます。

3番目、臨時職員の賃金168万7,000円の減額とはどういうことか、というご質問でございます。医療費の適正化、特に鍼灸あんまマッサージの療養費の抑制のために、療養費支給申請書の審査補助として、臨時職員を雇っておった訳でございますが、9月から嘱託職員として審査に切り替えたことが主な要因でございます。

続きまして4問目、家屋借料105万、住宅備品購入費214万8,000円についての増額補正についてご質問でございます。今回の職員増と異動により、職員宿舎から勤務する者が増えることから、これを機に手狭な住宅を整備し、働きやすい環境に改善するため、それに伴う家屋借料、職員住宅備品購入費を計上したものでございます。人数については、平成25年度で7人を予定しております。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 まず、保険料不均一賦課の関係ですが、平成25年度でこれがおしまいになるということですよ、6年経ったら。おしまいになった時点でこのみなべと上富田の保険料というのはどういうことになっていくんでしょうか、お答えください。それと、この後期高齢者の円滑運営臨時特例交付金という性格なんです、後の議案にもあるように、毎年毎年延長するかどうかという判断が国で成されて、延長したと。延長が決定をしたのでこういう形で予算が下りてくると、いうふうに理解したんですが、場合によっては特別の名前からして臨時特例交付金ということですから、8.5割軽減なり9割軽減というこの制度が国の判断によってなくなる可能性がある、ということなんですか。なくなった場合に、広域連合としましては、そういうもう軽減措置はとらないと、いうことになっていくのかどうか、お答えください。

○議長 ご答弁願います。事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再質問にお答えいたします。保険料不均一賦課は平成25年度で終わるのか、というご質問でございます。この点につきましては、平成25年度

で終了ということになっておりますので、この部分については、今後保険料の負担で賄うという形になりますので、その分は今のところ、現在はみなべ町および上富田町の部分で減額をしておりますが、その減額が無くなるということになります。

続きまして、後期高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金が無くなった場合はどうするのかということでございますが、その点につきましては、これはまだこちらの方ではまだ考えてはおりませんが、この国の制度が続く限りこの形で進めていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、議案第2号は原案のとおり可決することに決しました

○議長 次に、日程第6、議案第3号「平成24年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算（第2号）」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番増谷です。この補正予算の中でお聞きしておきたいと思えます。

まず、一点目は繰越金の3億6,888万あまりの出たと理由をご説明いただきたいと思えます。

二つ目に、保険料の一年以上の滞納などの状況なんですけども、まず保険料の一年以上滞納して居られる方がどれくらい居られるか、その出た数字の年度も含めてお答えいただきたいと思えます。それから三つ目に資格証を発行している人数、四つ目に短期証を発

行している人数、五つ目に差し押さえをしている件数ですね、これも年度と月を含めてお答えいただきたいと思います。

そして最後に、最終の補正の見込みというか、その辺のどのように見込んでおられるのかという点も併せてお聞きしておきたいと思います。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番、増谷議員のご質問にお答えします。まず一問目、繰越金3億6,888万円9,000円が出た理由は、とのご質問でございます。平成23年度で過誤納付となり、平成24年度で返還することとなった国庫補助金、市町村からの療養給付費負担金等の返還分が、その主な要因でございます。

二問目、保険料の滞納についてのご質問でございます。平成24年度の資料がまだ出てきておりませんので平成24年6月1日現在で申し上げますと、保険料滞納者数は1,453人で、そのうち一年以上滞納している人は1,006人となっております。資格証は発行しておりません。短期被保険者証につきましては、平成24年7月1日現在というか、当初で553人でありましたが、平成25年1月1日現在345人となっております。

平成23年度の滞納件数は、預貯金、生命保険等で25件となっております。

それから医療費のまあ、医療費というか、平成23年度の見込みをどのように考えておるか、ということでございますけれど、これにつきましては、医療費の伸びが鈍化傾向になってきていることから、まだこれは確定ということでもありませんので、特にインフルエンザ等が発生した場合には医療費が嵩むということもございますので、その関係もございしますが、現在のところで申しますと、当初見込んでいたよりも少ないというか、余剰金が出てくる可能性があると考えております。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 その最終に見通しの件についてであります。医療費は鈍化傾向の中で思ったよりも少なくなる見込みだという中で、余剰金についてはどれくらい見込んでおられるかを示していただきたいと思います。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

○事務局長 すいません。もう一度資料を持ってきますのでちょっとお待ち下さい。

○議長 暫時休憩いたします。

[午後14時09分休憩]

[午後14時17分再開]

○議長 会議を再開いたしますので、ご着席お願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。当局より答弁お願いいたします。

事務局長、小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 失礼しました。17番、増谷議員の質問にお答えいたします。

決算見込みでどれぐらいの余剰金がでるのかというご質問でございます。今回、医療給付費準備基金を取り崩すのを4億2,000万ほど減額いたしましたので、24年度決算見込みでは12億2,000万が余剰金として残る予定になっております。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

続いて12番、東芝弘明君

○東芝議員 一点目はですね、13ページと14ページのことなんですが、市町村分賦金の医療費の給付の負担金、こっちがあつた4,393万4,000円の補正で、県支出金の医療費給付費負担金の方が6,828万円ということで、この2つの金額が普通規則的には同額になるように思うのですが、今回補正の額が違う理由についてご説明ください。で、13ページの円滑運営事業費補助金の電算システムの開発に関することなんですが、この時期に2,500万円の電算システムに対するこの補助金が出たということなんですが、具体的な中身としてはどういう事業展開を行う予定なのかご説明ください。

それと、繰越金のことと関わってるんですが、14ページですが、この基金繰入金のところ、この後期高齢者医療給付費準備基金というものがあります。今回は4億2,269万8,000円ということで基金に戻しておりますが、この準備基金の性格、果たしている役割についてご説明いただきたいのと、それから戻すことによって残高がどれだけになるのかをお答えをいただきたいと思います。以上です。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 12番、東芝議員の質問にお答えします。療養給付費負担金の県支出金と市

町村分賦金の療養費負担金は同じ額になるのではないかというご質問でございますが、この分につきましては、県の分につきましては12分の1の額でいただいておりますので、その分が多ければ多いほど、うちの方から返さなければいけないんですけど、この場合は少ない場合ですが、少ない場合で12分の1を受け取ったということになります。

それから、市町村分賦金につきましては、これは市町村ごとに計算して負担していただく形になりますので、その点から額が変わってきたという形になります。

続きまして二問目、円滑運営事業費補助金 2,500 万円増額の内容についてのご質問でございます。5年に一度の標準システムの更改に伴い、システム改修等の広域連合負担を軽減するために交付されているものでございますが、国からの内示があって今回補正させていただいた次第でございます。

続きまして、医療給付費準備基金繰入金が 4 億 2,269 万 8,000 円減額しているのが、未残高はどうか、というご質問でございますが、先ほど申し上げました約 12 億 2,000 万円となる予定でございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 はい、あの市町村分賦金と県の負担金の関係は分かりました。どっちも12分1ということで出発をするけれども、市町村の方は実際の医療費の積み上げによって額が決まると、片一方は规则的に負担をしてると、こういうことですね。

電算システムの方は5年に一度ということですから、リースの関係の負担金というふうに理解してよろしいでしょうか。基金のことは分かりました。以上です。

○議長 事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質問にお答えします。リースの機器に伴うものか、というご質問でございますが、これについては改修費として、移行する部分についての不具合等がある場合の、その助成という形でいただくものでございます。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第3号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員。

よって、議案第3号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第7、議案第4号「和歌山県後期高齢者医療広域連合職員定数条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

○17番、増谷憲君。

○増谷議員 議案第4号について質疑をさせていただきます。今回の改正理由について3人派遣職員を増員するという根拠を具体的に説明していただきたいと思います。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番、増谷議員の質問にお答えします。どうして職員定数3名増となったのかとのご質問でございます。今回の職員定数増につきましては、人員削減をしている国保連合会から平成25、平成26年度で現在広域連合に勤務する3職員を引き上げたいと、そういう旨の申し出があったことから、平成25年度に2名、平成26年度に1名、市町村からの派遣職員の増員を行い、その対応をするために定数条例の改正をお願いしたものでございます。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 再質問させていただきます。この3人を増やすということなんですけども、平成25年度では2名と、いうことでありますよね。平成26年度にも一人ということは、先のまだ決まってない部分も含めてというのはおかしいんじゃないかという点が一つ、それから、国保連合会が引き上げるということで採用するということなんですけども、採用しなくても事務事業は十分やっていけるんじゃないかってことでいかがでしょうか。以上2点お願いします。

○議長 答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番、増谷議員の再質問にお答えいたします。25年度に2名26年度に1名にするなら、今回は2名で定数増の議案を上げたかどうかというご質問でございますが、これについては一連のものであり、平成26年度までに対応するという形の中で今回上げさせていただいたものでございます。

それから、国保連合会の方の方につきましては、医療給付費の事務をしていただいております訳なんです、その点につきましてはスペシャリストと言いますか、それに従事している方でございますので、この点について担当となるということになりますので、増員となる派遣職員については、その方を中心に考えていきたいと考えております。そのために2人増という形をお願いした訳でございます。以上でございます。

○議長 今の答弁でよろしいでしょうか。

続きまして、12番、東芝弘明君。

○東芝議員 私の方からは、この15人が定数18になって来年度は17人で、そこに国保連合会からの1名を入れて18人で事務をやるというふうに思うんですが、その、30市町村ある中で、例えば平成26年に18人体制になるということは、全ての各市町村から1名派遣されているわけではなくて、派遣されない自治体もあるということになるかと思うんです。それでお尋ねをしたいのは、この派遣されている自治体職員の人件費っていうのは各市町村から出てるというふうに思うんですが、この派遣をしなかった自治体はこの人件費負担は一切ないという形になるんでしょうか。その辺のところお答えを下さい。

○議長 答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の質問にお答えいたします。この市町村からの派遣職員の人件費についての負担についてのご質問でございますが、これにつきましては、県下市町村に応分の負担をしていただいておりますので、派遣していない派遣しているを問わず負担いただくことになっております。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 応分の負担ということですから、この派遣された職員の給料っていうのは、

そしたら出身自治体に関係なしに、同一の賃金体系で給料が出ると、いうふうになっているのか、それとも、そのあくまでも各自治体からの派遣ということですから、給料体系は例えば和歌山市の場合は和歌山市の職員の給料体系、かつらぎ町であれば、かつらぎ町の給料体系という形で、その体系を維持しながら応分の負担を各自治体がしてると、いうふうになるのかどうかというのをお答えください。これが一点です。

もう一つは来年度の話をさせていただきます。来年、この2名増えるということで人件費としてはどれだけ増えるのか、お答えを下さい。それと、その18人の事務職員の給料については保険会計と直接リンクをしないと、つまり保険料で人件費を賄わないという考え方でやってると思うんですよ。あえて、しかしこの保険料との関係で計算をしてみたいんですけども、この9割軽減になっている方っていう人だけでも、ものすごい人口を占めていると思うんです。先ほど休憩時間中に配っていただいた資料でいいますと、9割軽減の対象の方が県内のこの15万人近くの被保険者のうち5万5,000人居てますから、3分の1以上が9割軽減の方だと思うんです。この方の保険料が年間4,300円と、この4,300円で来年この17人になると思うんですが、17人の人件費の総額を4,300円で割ったら一体何人分の保険料になるのかっていうことをちょっと計算してみたいんです。いかがでしょうか。

○議長 当局の答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔「休憩」という人あり〕

暫時休憩いたします。

午後14時36分休憩

午後14時44分再開

○議長 まもなく会議を再開いたしますので、ご着席お願いいたします。

それでは、休憩前に引き続き会議を行います。

当局より答弁願います。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質問にお答えいたします。まず、一問目、給与体系についてはどういう形で行っているかのご質問でございます。給与体系につきましては、各市町村の給与に合わせて支払をさせていただいております。

2番目の2名増した場合の人件費はどうか、ということですが、これについては、約1,400万円を予算ベースですが増となっております。

それから3問目、2人ではなく、全体の職員数の人件費を9割軽減の方の分で割ったら何人の分が賄えるかというご質問でございますが、約28,000人ぐらいになります。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 あえてあの連合長にお尋ねをしたいんですけども、この後期高齢者医療制度ってというのは、根本的な批判としては75歳以上の方を囲い込んで特別のこの医療制度の中で保険料徴収し医療の一部負担を設けるという制度自体の根本的な矛盾がずっと問われてまして、これを無くさなければならないという批判も非常に強いということなんですが、今、現行の制度が維持されてんのは、国が実施の間際になって8.5割軽減とか9割軽減とかいうものを実施したのと、2割負担というのをずっと1割負担に抑えてきてると、この2つの仕組みによって辛うじて成り立っていると思うんですよ。そしてこの人件費については、この保険会計から度外視して県民の税金で賄ってるんで成り立ってる制度だと思うんです。そこで、あえてお尋ねしたいのは、この制度を続けていくことをやるべきなのかどうかと、いう点で、私はやるべきではないというふうに思うんですが、連合長はどういうお考えなのかお答え下さい。

○議長 広域連合長、中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○広域連合長 12番議員にお答えをいたします。現行制度、このまま今のところは継続をせざるを得んと、というのが回答でございます。

○議長 質疑は3回までということですので、これで終わりたいと思います。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第4号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数により、議案第4号は原案のとおり可決することに決しました

次に、日程第8、議案第5号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

○12番、東芝弘明君。

○東芝議員 この、先ほどの質疑と少し繰り返しになりますが、国の考えを示していただきたいんですが、今回何故もう一年延長という考え方が出てきたんでしょうか。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質問にお答えいたします。この点につきましては、今、国の方から通知があり、答えさせていただいたという、先ほど減免を、減額をするという形になったということをご説明させていただきましたので、国の方の事情によるものですので、今後のことについてはちょっと分からないという状況でございます。

○12番、東芝弘明君。

○東芝議員 国は延長する時に考え方を示してこなかったんでしょうか。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再質問にお答えいたします。国の方から通知が一方的に来たという形でございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 もう一点お尋ねをいたしますが、この保険料の軽減措置っていうのは、僕はこの制度が続く限りは続かないと制度そのものが崩壊する、そういう位置づけを持つてるというふうに思うんです。8.5割軽減と9割軽減だけで50%を遥かに超えている状況がありますから、これについては、これも連合長にお答えいただきたいんですけども、この制度がどうしても必要だというふうな認識をお持ちかどうかお答えください。

○議長 広域連合長、中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○広域連合長 12番議員にお答えいたします。日本は法治国家でございます。

○議長 質疑は3回までということですので、これで打ち切らせていただきたいと思います。

○議長 以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

○議長 これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、議案第5号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員によって、議案第5号は原案のとおり可決することに決しました

次に、日程第9、議案第6号「和歌山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例について」の質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号の採決をいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員によって、議案第6号は原案のとおり可決することに決しました

次に、日程第10、議案第7号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 議案第7号について質疑をさせていただきます。この予算の中で嘱託職員に

ついでの問題ではありますが、この前のその全協の中でも説明があった鍼とかあんまの不正請求の問題からの対応でこういうことで配置をするということだと思んですが、具体的にこういう鍼・あんま等の審査を広域連合で行うとなると、どういうふうな方を雇用して、そして具体的にどういうことをされるのか、併せてお答えいただきたいと思います。

○議長 当局より答弁願います。

事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番、増谷議員のご質問にお答えいたします。どういう嘱託職員を雇用したのかというご質問でございます。全国に先駆けて取り組んでまいりました鍼灸あんま、マッサージの適正化の一環として、従来から行っていた国保連合会の審査を広域連合で行うために、平成24年度から2名の嘱託職員を雇用いたしました。その点に対する嘱託職員の雇用でございます。このことにより、支給申請書の記載内容、応療料等の審査チェックを強化することができ、特別対策班において適正化に向けて不適正な請求の抑制に努めました。その結果、平成24年度については、療養費の支給額が減額してきております。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

続いて、12番、東芝弘明君。

○東芝議員 37ページのこの臨時職員の賃金についてお答えください。仕事の内容もご説明ください。

○議長 答弁願います。

事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質問にお答えします。臨時職員の雇用についてのご質問でございます。臨時職員につきましては、庶務関係とそれともう一人資格・賦課・給付の関係のどちらも補助職員として雇用しております。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 人数は何人でしょうか。それと、非常に小さい金額ですが不思議に思うのが40ページなんですけども、この選挙管理委員会費7万円と、広域連合議会議員選挙費1万円とありますが、こんな予算ってどうして必要なんですか、お答えください。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再質問にお答えします。臨時職員の雇用は2名です。

それから、選挙管理委員会費と公平委員会の費目が必要なのかということでございます。これについてはその・・・元へ。選挙管理委員会費と広域連合議会選挙費の2つの科目について必要なのかというご質問でございます。この2つにつきましては、どちらもそれに対応する費目がないため、こうした形で計上させていただいておりますのでご了解いただきたいと思います。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 選挙管理委員会とかっていう形をとってますが、実際の選挙はこの議場内で行われますよね。それで、この今日も選挙があった訳なんですけど、事務は発生殆どしないんじゃないんですか。その、この7万円、1万円というこの予算計上が良く分からないんです。お答えください。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員の再々質問にお答えいたします。事務費につきましては、この資料作成とか、そういった資料の部分について作成しなければいけないということもありますし、選挙管理委員会費につきましては、事務連絡等というようなこともございますので、そうした費用がどうしても必要になってきますので、その費目に計上する費目がないためにこうした形で持たしていただいている形になっております、以上でございます。

○議長 3回目の質問でございましたのでここで終了させていただきます。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番の増谷です。議案第7号、平成25年度和歌山県後期高齢者医療連合一般会計予算について反対の立場から討論を行います。

広域連合の運営主体は、主に市町村の負担で賄われています。しかし、この制度は市町村から求めて出来た制度ではないのにもかかわらず、県の高齢者医療を運営するのに国・

県の財源があまりにも少ないことから国・県は応分の負担が当然要ってまいります。

そして自主財源を持たない広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の第48条に市町村が後期高齢者医療の事務を処理するため広域連合を設けるとしか明記されず、後期高齢連合の保険者という規定がありません。これでは地方自治で定める保険者としての責任が明確ではありません。

また、先ほどから質疑があったように、平成26年度に1人採用する分も含めて職員3人を増員する予算、嘱託職員2人分の報酬を予算化していることで、これら増員しなくても十分対応できるのではないかという理由をもちまして反対討論とさせていただきます。

○議長 賛成の討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 他に討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 それでは討論を終結いたします。

これより、議案第7号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数より、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第11、議案第8号「平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算」の質疑・討論・採決を行います。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 議案第8号について質疑をさせていただきます。私は主に保健事業について質疑をさせていただきますが、まず第一点目は人間ドックの問題であります。市町村への補助金、今回3,696万円あまり組まれています。市町村の国保で実施しているドックの要綱に基づいて、後期高齢医療連合も市町村で実施していると思いますが、現在実施されている市町村名をまずお答えいただきたいと思います。

2点目に、人間ドックは、国からの割り当てがあって、その予算の範囲内でしか出来ないとお聞きしておりますが、人間ドックの和歌山県への割り当ては約4,000万という数字をお聞きしたことがあります。このぐらいの数字になんのかどうか示していただきたいと思います。その根拠も含めて。

それから3つ目に、人間ドックの受付期間は2月までとなっておりますが、何故でしょうか。国保では3月までいけるとなっておりますが、その理由をお答えください。

4つ目に健康診査の自己負担が600円ではありますが、これは今有料となっておりますが、無料にできないのか、国保では既に無料となっておりますが、無料にするよう求めておきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それから5つ目に集団健診が実施できない理由もお答えいただきたいと思います。以上です。

○議長 当局の答弁を願います。

事務局長 小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 17番、増谷議員のご質問にお答えいたします。人間ドックの補助金の状況について、各県下市町村でやっているところはどこかというご質問でございます。まず、その市町村は、全体で23年度現在では19市町村がございます。和歌山市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、紀の川市、岩出市、かつらぎ町、湯浅町、広川町、有田川町、美浜町、日高川町、すいません。間違えました。日高町、印南町、日高川町、白浜町、上富田町、太地町、北山村でございます。

この19件の状況についてですけれど、24年度につきましてはまだ集計が出来ておりませんので、23年度の実績で申し上げますと、832人の受診者があり、そして補助金1,997万7,208円となっております。4,000万円ぐらいの枠があるというお話でございましたが、当初予算では3,600万程度計上してございますが、これがまあ、受診者が少なかったということで、この額になっている次第でございます。

続きまして、健康診査についてのご質問でございます。健康診査につきましては、市町村への調査結果で、自己負担を600円としておりますので、この形で進めさせていただきたいと思っております。

また、以前に健康診査の受診、受診とかの実態調査をいたしました。健康診査を受けなかったという理由の中で最も多かったのが、係りつけの医者にかかっているのに健診を受けなかったというようなことがあり、それから、国保と比較しますと特定健診の自己負担額が市町村によって違い、そして広域連合とも負担が違う、また検査項目も異なることから国保と一緒に集団健診をしていくということは難しいと考えております。

健康診査の受付期間が2月までということになっておるんですけど、これにつきまして

は、請求までに2か月がかかり、そのうちで事務がありますので、その関係上2月までとさせていただきます。以上でございます。

○議長 17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番増谷です。再度お聞きします。この後期高齢医療の場合の保健事業の実施主体っていうのは後期連合だと明記されておりますよね。規則第3条で。となるとやっぱり、健診にしろ、ドックにしろ、広域連合はしっかり責任をもってやるべきであると思いますし、そして実施されていない市町村に対してはですね、市町村のご都合もあると思いますけど、実施を勧めるように援助も必要でないかと思います。こういう健康対策をしていかないと私はダメだと思っております。

それから、健康診査の600円の無料の問題であります。私の有田川町で見ますとですね、最近の数字で言うたら、だいたい7、80人の実績なんですね後期高齢者の場合。で、後期高齢者には600円の償還払いをやっている訳ですが、実際にその役場へ来て、その手続きも煩いってことで、償還払いに来るのは10人ぐらいまでなんです。だから実績から言いますと、各市町村を見ましてもね、そんなに要らないということになってくるやないかと思っておりますので、是非そういう意味からも無料化の検討を進めて欲しいと思っておりますが、その点いかがでしょうか。

それからですね、高額介護合算療養費についてであります。これはあの、なかなか一回での申請で自動的に振り込んでもらう制度になっていないので、申請に基づいてなっているのもありますから、こういう対象になる方については、支給額の発生する被保険者ですね、請求の勧奨をきちっとされておられるかどうか、これ指導されているかどうか、という点ですね。これは発生日から2年間を経過しましたら時効で請求できないよということになっておりますので、この点いかがでしょうか。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 17番、増谷議員の再質問にお答えいたします。一部負担金をなくしてはどうかというご質問でございますが、県下市町村においても600円を償還して無料にしているところもございますが、そうしていない市町村もございますので、これが一律になれば考えるという形になりますが、現在のところ、それは難しいと考えております。

それから、療養費等の償還等の通知についてのご質問でございます。この点につきましては、全て通知はさせていただきます。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

12番、東芝弘明君。

○東芝議員 53ページの保険料の関係なんですが、現年度分については予算として73億6,166万9,000円という予算になっております。これで事前に議員になる時に配っていただいた資料で言いましたら、加入者一人当たり保険料は43,271円と書いておりますが、今年度の予算で言いましたら、一人当たりの保険料がいくらになるのかお答えを頂きたいということと、この昼に配っていただいた資料を見てるんですけども、この軽減対象外の人数が何人で、分かれば軽減対象外の方の平均保険料をお答えいただきたいというふうに思います。これはこの予算の積算の根拠にもなるかと思えます。これが一点です。

後はですね、歳出の57ページなんですが、通信費がですね、去年は6,138万7,000円だったのが、今年は4,586万1,000円ということで、だいぶ減額になっています。その理由についてご説明ください。

それから、電子計算機処理業務委託料につきましては、昨年と比べて倍に増えてますが、どういうことなのかご説明ください。

それから、この保険給付業務委託料につきましては1,785万円が525万円に大きく減っております。これは何故減ったのかご説明下さい。

その上の電子計算機システム運営委託料につきましては3,400万ほど増えているんですが、これについても理由ご説明下さい。

58ページの同じくこの委託料の中に、その他代行業務委託料ということで1億4,290万9,000円と、このその他という書き方で言いましたら、細かいものが寄せられてるのかなというふうに思うんですが、金額がかなり張っておりますんで、主なものは一体何なのか。ご説明いただきたいというふうに思います。

一番下の重複頻回受診者訪問委託料ということで196万4,000円組まれておりますが、市町村に委託をするみたいなことを聞いたんですが、具体的にはどういうことをされる予定なのかお答えを頂きたいというふうに思います。

それとですね、60ページです。この和歌山県の話しではないかも分かりませんが、葬祭費については、最近この家族葬が増えている、若しくは家族葬もしないで、斎場で火葬だけ行くと、こういうケースがあるそうなんです。それで火葬だけを行った時も葬祭費はでるのかどうか、お答えをいただきたいというふうに思います。

それからもう一点。保険給付費のその他医療費のところ、一部負担金等減免給付金と

ということですが、この災害を除いてですね、この一部負担金の減免を行った事例があるかどうか、あれば具体的にはどのような事例なのか、お答えをいただきたいというふうに思います。

で、最後に全体としてですね、これは広域連合全体の職員の方に訴えたいんですが、先ほどの全員協議会の中で、全国の知事会がですね、後期高齢者医療制度を廃止をしないで欲しいということで国にはたらきかけたことによって廃止の法案が出なかったという報告がございました。今は非常に変革の時代に入ってきてますから、色んな制度の見直しが行われて、この後期高齢者医療制度についても存続するかどうかも含めて、今やはり見直しの過程にあると思うんです。それで、実際にその事務を行っている広域連合なり市町村が一体どういう態度で国に意見を上げていくのかどうかというのが決定的だと思うんですが、この制度について、廃止も含めて意見を上げるべきだというふうに思うんですが、その点についてはどうお考えなのかお答え下さい。

○議長 ただ今、東芝弘明君より項目10項目のご質問頂いたと思うんですが、よろしいでしょうか。よろしいですか。

○議長 事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 12番、東芝議員のご質問にお答えいたします。抜けていたらすいませんが再度よろしく願いいたします。

まず、通信費が減額となった理由は、というご質問でございますが、これにつきましては、平成24年度の2月からですか、L G W A Nの通信方法を採用いたしました。今まではN T Tでやっておった訳でございますが、それを採用したことによる減額になっておる次第でございます。

それから、全体で言いますと、システムの開発費についてのご質問だったと思うんですけれど、委託料で1億3,650万、これは新システムの開発費がなくなった訳なんですけれど、その分で減額になったこと、および新しい電算機器を借り上げる賃借料が9,980万円となって減額になったということが大きな要因であったと考えております。

それから、葬祭費についてでございますが、これについては、火葬だけでも3万円の給付はさせていただきます。

それから、その他医療費についての、災害以外にあるのか、その他給付費があるのか、というご質問でございますが、この点についてはございません。

それから、廃止に向けての、後期高齢者医療についての廃止に向けてのご質問でございますが、これについては先ほども申し上げましたとおり、現在、国の方で社会保障制度改革国民会議を開き、検討しているところでございますから、その点について見守って参りたいということで、今、私共が申し上げる点はないと考えております。以上でございます。

○議長 一人当たり・・・

事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 一つ抜けておりました。一人当たりの賦課額でございますけれど、平成24年度につきまして、軽減後の額で言いますと、50,442円となっております。以上でございます。

○東芝議員 この軽減対象外の人数とその平均保険料ちゅーのは分かりませんか。

○議長 先ほどの質問でもう一点ですね、軽減されてない人数とその保険料ってありました。直ぐにご答弁いただけますか。

事務局長、小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 失礼しました。あと一つ、軽減されていない方の額の一人当たりという話でございましたが、この点については計算上出ておりませんのでご理解いただきたいと思っております。次回のこの会議でご報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○東芝議員 あと2点はですね、58ページのその他代行業務委託料と、重複頻回受診の関係です。

○議長 残り二点について。

事務局長 小川隆生君。

〔事務局長 小川隆生君 登壇〕

○事務局長 何度も失礼しました。12番、東芝議員の残りのご質問にお答えいたします。

その他代行業務の内容についてのご質問でございます。その他代行業務について詳細に申し上げますと、レセプトの資格、給付、確認、統計資料の作成、療養費の支給台帳、支給決定通知書の作成、高額療養費・高額介護合算療養費の償還払いの支給決定通知書とそのデータ作成、葬祭費の支給決定通知書とそのデータ作成などの業務を国保連合会に委託

しているものでございます。審査支払手数料以外のもので全て委託をしている点を、その他としてこうして計上させていただいております。これが1件36円となっており、年間で約400万件がございまして、こういう形で1億4,000万の予算計上となっております。

それともうひとつ、頻回受診の予算計上をしているが、内容についてのご質問でございます。頻回受診への訪問指導につきましては、平成25年度から予算化し、県下市町村の保健師を活用して訪問指導・相談をしていく予定にしています。過度の受診を行っている被保険者については、その病状等から判断して適切な受診を検討したうえで、必要な指導援助をしていくことが極めて重要だと考えて、今回この予算を計上させていただいた次第でございます。以上でございます。

○議長 12番、東芝弘明君。

○東芝議員 全体に関わる質疑だけあと一回させていただきますが、この、今回あの三度ぐらい制度の根本的なあり方について問わせていただきましたが、申し上げるつもりはないというのが最終の答えだったと思います。それで、あえて角度を変えてお尋ねをいたしますが、全国知事会と同じように、この後期高齢者医療保険制度を続けるべきだというふうな認識で事務者は動いているのかどうかと、この点についてはいかがでしょうか。

○議長 事務局長 小川隆生君。

[事務局長 小川隆生君 登壇]

○事務局長 東芝議員の再々質問にお答えいたします。広域連合の後期高齢者医療制度についての見解というご質問でございますが、この点につきましては、我々は国の方の状況を見守りながら今後の対応をしていくという状況であり、我々がどうすべきかということは考えておりません。以上でございます。

○議長 よろしいでしょうか。

以上で通告による質疑は終わりました。

他に質疑はございませんか。

[「なし」という人あり]

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

17番、増谷憲君。

○増谷議員 17番の増谷です。議案第8号、平成25年度和歌山県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について反対の立場から討論させていただきます。

この制度は、75歳以上の高齢者を他の年齢層から切り離し、高齢者の人口増や給付費の増により保険料が引き上がり、医療費適正化計画により医療費を削減することに最大の問題があります。

財源は公費50%、支援金40%、保険料10%とありますが、課税所得145万円以上の現役並所得者、県内では4%を占めていますが、公費負担の対象とならないため、公費負担は減ることになります。

また、被用者保険の本人が75歳になれば、広域連合に移りますから雇用主負担がなくなり、労働者のみが保険料を払うことになります。更に、被用者本人が広域連合へ移ると75歳未満の家族は被用者保険への加入は認められず、国保に移ることになりますから、新たに国保での支払義務が生まれます。

このような制度ができた当時の厚生省老人医療企画室長補佐が、「医療費が際限なく上がり続ける痛みを、後期高齢者に自分の感覚で感じ取っていただくことにした」と語っているように、この制度を導入した本音を語っています。しかし、日本の医療費は先進30カ国中18位前後と高くありません。

このようなことを踏まえて、反対の第1の理由として、今年度も含めた2年間の保険料給付を、2年間国の指導に基づいて決めているため、2年間の保険料所得割率を100分8.28に、均等割額を43,271円と殆ど据え置いておりますけれども、平成22年・23年度の見通しと実績を比較しますと、137億7,101万円も多く見積もり、平成24年・25年度の見通しでは、平成22年・23年度の実績より約292億519万円の伸びを見込んでいます。このように給付費などを大幅に見積もっていることによります。そしてその結果、約18億円の余剰金の見通しとなっています。そして1人当たりの医療費が増えるとか、後期高齢者負担率が制度発足時から引き上がっていると制度の必要性を説明しますけれども、元々国が公費負担を増やそうとせず、その不足分をすべて現役世代と被保険者に押しつけたからであります。被保険者の所得状況は100万円以下が多い中で、また生活実態からも、保険料の引き上げでなく、法定外繰入などで引き下げの予算を組むべきであります。前回の保険料額に据え置いた場合、必要経費額は約30億5,900万円だと答弁されております。

反対の第2の理由は、健康保持増進事業では、実施主体は広域連合でありながら、実際には各市町村の裁量になっています。人間ドックは県下30市町村中19市町村でしか実施されておられません。

そして、健康診査は自己負担額 600 円ありますが、市町村からも無料にしてほしいという声も上がっています。有田川町では80人までの実績で、償還払いに来るのは10人までですから6万円以内ですみますから多くの予算はいらず、必要な事業として予算措置ができると考えます。そして検査項目は、国基準だけの補助ではなく、医師が必要とする検査項目に実施すべきであります。

反対の第3の理由は、制度上、広域で事務分担をしていますが、被保険者にとっては身近な相談窓口があっても決定ができない。いわば相談者の顔も見えないところで判断することになります。ですから被保険者実態が分からない、こういう状況にあります。

年金が月15,000円あれば自動的に年金から天引きされる方が被保険者全体の74%前後もおられ、保険料均等割の5割以上の軽減対象者が約84,491人で、被保険者全体の半数を超えます。少ない年金で生活をされている年金生活者が多く、更にその年金自体もいま引き下げられようとしていますし、介護保険料も取られ、消費税の増税で、今後どうやって生活していったらいいのかというのが実態であります。高齢者にとっては幾重にも負担が襲いかかってまいります。

そして、反対の第4の理由は、保険料不均一賦課負担額が平成26年度で終了し、この2町については負担が上がってしまうという点であります。今のままでは。

そして、反対の第6の理由は、新規に重複・頻回受診者訪問委託料196万円の予算化ですが、各市町村の保健師に委託させるものであり、保健師の業務が多い中でどのくらい周れるかも分からない中で認めるのがいいのかどうか、これは認められません。

そしてまた次期26年、27年度も制度を周知徹底するための予算500万円を組んでいることです。

そして次に、後期高齢者高額合算医療の問題であります。運営者の臨時交付金負担金が今後とも、元へ、後期者医療の特別円滑運営臨時交付金であります。これもなくなる可能性もあるということですが、そうなるとこの制度自体が破綻してしまうことになってしまいます。

そして最後に、後期高齢者医療制度を廃止した後の医療制度、高齢者のだれもが安心して医療を受けられる制度にすべきであり、当面は元の老人医療制度に戻して運営をすればよいことを申し上げて反対討論といたします。

○議長 他に討論はございませんか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論がないようですので、この辺で終結いたします。

これより、議案第8号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立多数により、議案第8号は原案のとおり可決することに決しました。

次に、日程第12、発議第1号「和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則について」を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○議長 1番、山本宏一君

○山本議員 ただいま上程されました発議第1号につきまして、提出者を代表して提案理由を申し上げます。

本案は、和歌山県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正しようとするものでありまして、文案はお手元に配布のとおりでございます。何卒、同僚各位のご賛同をよろしく申し上げます。以上。

○議長 質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」という人あり〕

○議長 討論なしと認めます。

これより、発議第1号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長 起立全員によって、発議第1号は原案のとおり可決することに決しました。

ここで暫時休憩いたします。

午後15時37分休憩

午後15時48分再開

○副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○副議長 議長佐井昭子君から議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、「議長の辞職について」を日程に追加し、議題とすることに決しました。

議長の辞職についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定により、佐井昭子君の退席を求めます。

〔佐井昭子君 退席〕

○副議長 それでは、辞職願を朗読させます。

○書記長

辞 職 願

この度一身上の都合により、議長を辞職したいので、許可されるようお願いいたします。

平成25年2月12日

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 議長 佐井昭子

和歌山県後期高齢者医療広域連合議会 副議長 岡本克敏 殿

○副議長 お諮りします。

佐井昭子君の議長の辞職を許可することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、佐井昭子君の議長の辞職を許可することに決しました。

〔佐井昭子君 入場・着席〕

ただいま議長が欠員となっております。

お諮りします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決しました。

お諮りします。

ただいま行うことに決しました選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選の方法によりたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りします。

指名の方法につきましては、副議長において指名することにしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、副議長において指名することに決しました。

議長に福田譲君を指名します。

お諮りします。

ただいま指名しました福田譲君を議長の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○副議長 ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました福田譲君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました福田譲君が議場におられますので、本席から会議規則第31条第2項の規定による告知をします。

福田譲君、登壇願います。

〔福田譲君 登壇〕

○新議長 議長就任にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙をいただきまして、広域連合議会の議長という重責をお預かりさせていただくことになりました、新宮市の福田でございます。

もとより微力ではございますが、皆様のご協力を得ながら責務を全うする所存でございます。議員各位におかれましては、今後ともご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ありがとうございました。

○副議長 それでは、議長、議長席にお着き願います。

〔副議長自席へ、議長着席〕

○議長 7番、佐井昭子君。はい7番。登壇お願いいたします。

〔佐井昭子君 登壇〕

○佐井議員 議長職を辞するにあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年の7月定例会におきまして、議員各位のご賛同を得て当議会議長の栄職に就かせていただき、誠にありがとうございました。

本日の定例会をもって議長職を退任することとなりますが、この間、皆さま方の大きなご協力によりまして、当議会の円滑、円満な議会運営はもとより、その職責を果たし得ましたことに、重ねて感謝とお礼を申し上げる次第でございます。

今後は、一議員として全力で取り組んでまいりますので、変わらぬご厚情を賜りますようお願い申し上げます。誠に簡単ではございますが、議長退任のごあいさつに代えさせていただきます。

皆さま、まことにありがとうございました。

○議長 お諮りいたします。

ただいま議案等が議決されましたが、各案件について、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第38条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」という人あり〕

○議長 異議なしと認めます。

よって、そのように決いたしました。

○議長 14番、所順子君。

○所議員 長時間の中、少し2分ほどお時間を頂いたことに感謝をいたします。

本日の会議の中での事務局の答弁について、事務局に少し言いたいことがございます。答弁につきまして、親切さが欠けましたし、国が決めたこと、法治国家だからとかいう、そういう答弁は、次回からは差し控えていただきたいをお願いをいたしたくて2分ほど頂いた次第でございます。そういう答弁をしていただくために私達は集まっているのではないと思っておりますので、そのところ、事務局の方、次回からは是非ともこういう言葉の答弁はないようにしていただきたくお願いをして終わらせていただきます。

○議長 以上で、本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

広域連合長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

広域連合長、中芝正幸君。

〔広域連合長 中芝正幸君 登壇〕

○広域連合長 閉会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

佐井昭子議員、ご苦勞さんでございました。

また、議員各位におかれましては、平成24年度補正予算、平成25年度当初予算を始めとする、提出いたしました諸議案につきまして、慎重かつ熱心に御審議をいただき、いずれの議案につきましても御賛同をいただきましたことに対し、厚くお礼申し上げます。

現在のところ、「社会保障制度改革国民会議」において、今後の後期高齢者医療制度の方向性が議論されており、その動向を見守っているところではございますが、本日御賛同いただきました諸議案を、構成市町村との連携を深めながら、取り組んでまいる所存でございます。

最後になりましたが、議員の皆さんにはご多忙の日々と拝察いたします。健康に十分御留意され、ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、閉会のごあいさついたします。

本日はどうもご苦勞さんでございました。

○議長 これにて平成25年2月12日招集の和歌山県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。本日はありがとうございました。

午後3時59分 閉会

地方自治法第123条の規定により署名する。

議 長 福 田 讓

前 議 長 佐 井 昭 子

副 議 長 岡 本 克 敏

署 名 委 員 東 芝 弘 明

署 名 委 員 柏 木 道 生